

申 請 事 案

申請種別	申請 年月日 受付	申請者名	申請内容	申請理由
港湾区域の変更認可	平成20年11月20日 平成20年11月25日	茨城県 (常陸那珂港湾管理者)	常陸那珂港湾区域の変更 (別紙図面のとおり)	<p>茨城県北部の日立港、常陸那珂港、大洗港の3港は、広範な背後圏を背景に、経済的に一体な港湾としてそれぞれの役割を果たしながら、戦略的な港湾経営を一元的に進めていく基盤が整備されつつある状況にある。</p> <p>現在は、3港それぞれの港において港湾計画が策定されており、港ごとに不足している施設等を整備しているところであるが、このような状況を踏まえ、これら3港を統合し、1つの港湾として港湾計画を策定することにより、各港が有している既存港湾施設を相互活用し、二重投資を回避して投資の重点化・効率化を図ることが適当である。</p> <p>地域間競争・港湾間競争が激化する中、近接する日立港、常陸那珂港、大洗港が有する港湾資源を相互に活用しながら3港が発展していくため、併せて、一元的な管理による効果的・効率的な整備や運営を図ることとし、当該3港を統合するものである。そのため、常陸那珂港を拡大することにより3港を統合することとし、常陸那珂港湾管理者茨城県より港湾区域の変更申請がなされたものである。</p>

## 変更予定港湾区域

### 日立港区

久慈三角点（37.4メートル）から74度53分14秒1,095メートルの地点（北緯36度29分41秒，東経140度37分20秒）を中心とする半径1,800メートルの円弧のうち同地点から97度52分7秒に引いた線と交わる地点以北の部分，同地点から187度52分7秒2,324メートルの地点まで引いた線，同地点から292度21分53秒に同円弧と接する地点まで引いた線，同円弧のうち同地点以西の部分及び陸岸に囲まれた海面並びに久慈川久慈大橋下流の河川水面

### 常陸那珂港区

照沼三角点（30.7メートル）（北緯36度26分16秒，東経140度35分22秒）から49度44分2秒2,130メートルの地点から90度3,600メートルの地点まで引いた線，同地点から180度8,200メートルの地点まで引いた線，同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし，漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）により指定された磯崎漁港の区域を除く

### 大洗港区

東茨城郡大洗町磯之浜三角点（30.2メートル）から67度51分1,707メートルの地点（北緯36度19分17秒，東経140度35分39秒）を中心とする半径3,600メートルの円弧のうち同地点から180度に引いた線以西の部分及び陸岸に囲まれた海面

## 現港湾区域

照沼三角点（30.7メートル）（北緯36度26分5秒，東経140度35分35秒）から49度44分2秒2,130メートルの地点から90度3,600メートルの地点まで引いた線，同地点から180度8,200メートルの地点まで引いた線，同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし，漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）により指定された磯崎漁港の区域を除く